

地震保険料控除

Q : 地震保険料控除が今年度の申告から適用されますが、これまで払っている損害保険料は控除の対象とならないのですか？

A : 平成18年末までに契約した長期損害保険の保険料は対象となります。

【解説】

地震保険料控除とは、地震等の災害により生じた損失をてん補する損害保険契約等の保険料を、最高5万円を限度として、総所得金額から控除できる制度で、平成19年度分の所得税から適用されることとなっているものです。

対象となる保険料は、地震保険の保険料ですが、平成18年末までに契約した次の要件を満たす長期損害保険契約の保険料については、経過措置として、従来の損害保険料控除の適用が認められることとなっています。

- ① 満期返戻金等があるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの
- ② 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの
- ③ 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものを除く)

なお、地震保険の保険料と長期損害保険の保険料とを支払っている場合は、選択により、有利となる保険料控除の適用を受けることができます。

